



中華人民共和国契約参考書式 (4)

西 村 峯 裕
周 喆

商標使用許可契約書

(機関の名所) 、以下甲とする。

(住所及び電話番号)

代表者 (氏名)

(住所及び電話番号)

(機関の名所) 、以下乙とする。

(住所及び電話番号)

法定代表者 (氏名)

(住所及び電話番号)

上記の両当事者は平等互惠の原則に基づき、商標使用の許可について、友好的に協議して合意し、 年 月 日にこの契約を締結した。

乙は甲が承諾する第1条で定義するA商標の使用を欲し、これについて以下の通り合意する。

第1条【使用許可商標・生産許可商品】

- ①甲が乙にその使用を許可する許可商標は、A商標とする。
- ②甲が乙にその生産を許可する商品は、B商品とする。

第2条【商標の使用許可】

- ①甲はこの契約に基づき、乙に授与する商標使用权 (以下使用权と略称する) は独占的ではなく譲渡もしてはならない。
- ②甲は乙にB商品、B商品に関する使用説明書およびその包装用箱、許

可商品のメディアによる宣伝に必要な目録などの内容において、A商標を使用する権利を授与する。ただし、A商標中の**文字をB商品の本体で使用してはならない。

- ③乙は中国においてのみA商標を使用することができる。
- ④乙は直接、間接を問わず外国にB商品を輸出するときは、予め書面を以て甲の同意を得なければならない。

第3条【品質の保証と管理】

- ①甲は乙が甲の要求する品質の基準を満たし、B商品が他の商品と同等の水準を保つことができるよう品質管理と検査を行うことができ、乙は甲の管理と検査を受け入れるものとする。
- ②乙は検査に必要な見本を無償で甲又はその代理人に提供しなければならない。
- ③乙が製造したB商品が前条に定める甲の要求を満たさないことが検査により判明したときは、甲は書面を以て乙に改善を請求することができる。乙は書面による通知を受領してから40日以内に改善を行わなければならない。乙が期間内に改善しないときは、甲は契約を解除することができる。併せて損害賠償を請求することができる。
- ④A商標を付したB商品が乙の生産過程に生じた障害のために品質に合致しなくなったときは、乙はこの旨を書面を以て甲に告知しなければならない。甲は問題を解決するため乙に協力しなければならない。
- ⑤A商標を付したB商品の品質を保つことができず、その信用と名誉を低下させたときは、甲は乙に損害賠償を請求することができる。乙は自らの費用で現状を回復すべき義務を負う。
- ⑥乙が甲からの改善の通知を受領してから30日以内に原状回復に必要な措置を取らなかったときは、甲は自ら必要な措置を講ずることができる。その費用を乙に請求することができる。

第4条【許可商標の使用】

- ①乙は甲の設定した方法に従ってA商標を付したB商品の広告を行い、販売を促進するものとする。

- ②乙がA商標を付したB商品の広告を行い、販売を促進するときは、予めその具体的方法の段取りを示した書面と商品の見本を甲に送付し、その承認を受けるものとする。
- ③乙がB商品にA商標を付するときは、乙の名称、所在地及び生産地をB商品の上に明示しなければならない。

第5条【商標の不適切な使用】

- ①乙がA商標を約定に従って適切に使用しているか否かを確認する必要があると甲が判断するときは甲はいつでも乙の事務所及び工場などの施設に立ち入って検査することができる。
- ②甲が乙のA商標の使用は不適切と判断したときは、書面を以て乙に通知することができる。乙は通知を受領してから40日以内に改善しなければならない、且つ改善した標本を甲に送付しなければならない。
- ③乙の送付した標本がなお不適切な時は、甲は契約を解除することができる。

第6条【正確な使用の勧告の通知】

- ①甲が乙のA商標の使用が不適切と判断したときは、書面を以て乙に正確な使用の勧告の通知を行わなければならない。乙は当該通知を受け取ってから30日以内に、その不正確な使用行為を改善し、且つその改善した標本を甲に提供するものとする。
- ②乙が勧告通知を受け取ってから30日以内に、その改善及び提供した改善後の標本が改善な基準に達していないときは、甲は契約を解除することができ、且つ損害賠償を請求することができる。

第7条【商標標本の保管】

- ①乙は契約期間内本契約が終了してから3年間は、A商標を付したすべての標本を保管しなければならない。
- ②本契約の有効期間内又は本契約が終了してから3年以内において、甲が必要とするときは、乙が中国国内での使用状況証明書を作成し且つ関係資料の提供に協力しなければならない。

第8条【不法行為の防止義務】

乙は、第三者がA商標を使用し、又はこれと類似する商標を使用することが発覚したときは、直ちに書面を以て甲に通知し、且つ甲の要求に応じて、その使用事実の物的証拠及びその他の証拠資料を提供することに同意し且つ承諾しなければならない。

第9条【商標の保護】甲が乙に使用許可したA商標が侵害された場合は、甲は人民法院に訴えを提起することができる。甲が商標を保護するため、法的手段を用いるときは、乙はこれに協力しなければならない。

第10条【使用権者の責任】甲は第2条に定める使用権を乙に付与する権限を有する。乙がこの付与された権限によって第三者の権利を侵害したときは、甲はいかなる責任も負わない。

第11条【無断譲渡の禁止】①当事者がこの契約上の権利を譲渡するときは、予め書面を以て、相手方の同意を得なければならない。

②前項の特約は、これを登記するものとする。

第12条【無断請負の禁止】当事者がこの契約上の義務の履行を第三者に請け負わせる場合には、予め書面を以て、相手方の同意を得なければならない。同意を得ることなく、第三者に請け負わせても、当事者は自ら義務を履行しなければならない。

第13条【商標使用権の専属】A商標の使用権は乙に専属し、乙のみが行使することができる。乙はこれを第三者に行使させてはならない。乙が第三者に行使させたときは、直ちに権利を失うものとし、且つ甲に損害賠償をしなければならない。

第14条【使用料】乙はB商品卸価額（増値税を含まない）の1%使用料として、甲に支払ものとする。

第15条【計算基準】使用料の計算は乙が発行したB商品代金の領収書に付されたB商品の明細書の個数を基準とする。

第16条【使用料の支払い手続き】①乙は会計年度の最終日（12月末日）までに、甲に支払うべき使用料を計算し、且つ会計年度終了後30日以内に、当該会計年度の商標使用料の支払い計算報告書を甲に提出しなければならない。

②支払計算報告書には以下の事項を記載しなければならない。

- 1 支払の対象となる使用期間
- 2 各許可商品につき機種別の販売数量、販売価額及び販売価格の総
合計
- 3 使用料の金額
- 4 中国国内で納付した所得税、営業税の税率及び税額

③使用料の支払い手続き

甲は『商標使用料支払い計算報告書』を受領してから20日以内に乙に以下の書類を交付しなければならない。

- 1 領収書 一式四部
- 2 日本語の帳簿 一式四部
- 3 乙が発行した『商標使用料支払い計算報告書』の謄本
一式四部

乙は上記の書類を受領してから30日以内に、日本円で使用料を甲に支払わなければならない。支払方法は乙が使用料の支払当日の中華人民共和国政府が公表する為替相場に基づいて、日本円で支払うものとする。支払い方法は乙が電子為替（T/T 処理）を以て、甲の口座に振り込むものとする。振込に要した費用については、中国国内で生じたものは甲が負担し、中国国内で生じたものは乙が負担する。

第17条【使用料の遅延利息】 乙の使用料の支払いが期限に遅れたときは、

$\text{使用料} \times X\% \times 1 / 365 \times \text{遅れた日数}$

の遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

第18条【公租公課の負担】 乙が中国国内で納付した所得税及び営業税は甲がこれを負担する。中国と日本の間の租税協定に従い、計算した所得税及び営業税は乙が甲に替わって税務局又はこれに相当する関係政府部門に納付する。乙は直ちにこれらの機関が発行した納税証明書を甲に交付しなければならない。

第19条【帳簿の保存・閲覧】①乙が支払計算報告書に記載するために用いた原資料、帳簿は 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、契約期間内に、B商標の権利期間が満了するときは、B商標の使用につき、改めて契約を締結しなければならない。

②原資料帳簿などの閲覧により、使用料の未払いが発見されたときは、未払い使用料及び第17条の計算方法に基づく遅延賠償金を甲に支払うものとする。

第20条【契約の期間】①契約期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、契約期間内に、B商標の権利期間が満了するときは、B商標の使用につき、改めて契約を締結しなければならない。

②契約が期間満了によって終了する場合において、乙が引き続きB商標の使用を欲するときは、期間の満了の6ヶ月前までに書面を以て甲に申込むことができる。

第21条【契約の解除】当事者の一方が、相手方が契約に違反したことを知ったときは、遅滞なくこれを書面を以て相手方に通知しなければならない。相手方が当該書面を受領してから30日以内に違反行為を是正しないときは、契約を解除することができる。

第22条【甲の解除権】①以下の事由の1つがあるときは、甲が契約を解除することができる。

- 1 乙が商標の使用により、その商標の価値を損なったとき
- 2 甲が合弁当事者の地位を喪失したとき
- 3 a) 破産、会社の精算、特別精算、会社再生又は民事再生など
手続きが開始されたとき
- b) 継続的な低生産が開始されたとき
- c) 解散決議が採択されたとき
- d) 企業の存続が困難となるその他の事由が生じたとき

②契約期間内に乙がA商標の使用を中止したときは、直ちに書面を以て甲に通知しなければならない。甲は通知を受領したとき又は乙がA商

標の使用の中止を知ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

第23条【契約解除後のA商標の処理】①契約が終了したときは、乙は直ちにA商標の使用を止めるものとする。

②乙は、契約終了後も有しているA商標使用の製品、半製品、その付属物の在庫の各数量を書面をもって甲に通知しなければならない。

③乙は契約終了後も残存するA商標を使用した広告媒体を書面をもって通知しなければならない。

④甲は前2項の書面による通知を受領してから 日以内はその在庫品又は広告媒体を相当価額で買い取ることができる。買取の意思表示は書面を以て行わなければならない、その書面が乙に到達した時に、買取の効果を生ずる。甲が 日以内に買い取らない旨書面を以て乙に通知し、若しくは買取の通知を怠ったときは、乙は第三者に販売することができる。乙が第三者に販売する場合は、その条件を予め甲に通知し、その許可を得なければならない。許可を得ることなく販売したときは、損害賠償の責めを負う。

⑤甲は在庫品の引渡若しくはその滅却処分を乙に指示することができる。

第24条【契約の登記手続き】①甲は契約を締結してから3ヶ月以内に、契約の謄本を以て中国国家工商行政管理局商標局で登記手続きをしなければならない。甲が手続きを行うときは、乙はこれに協力し且つ登記に必要な一切の費用を負担する。

②契約の有効期間内に許可商標の権利を延長するときは、甲は権利延長の登記手続きを行わなければならない。甲がこの手続きをするときは、乙はこれに協力し且つ登記に必要な一切の費用を負担する。

第25条【不可抗力の免責】①天災、火災、戦争、又はその他の予見できず若しくは予見可能であっても回避できない事態によって、契約を履行することができず、若しくは法令に違反したときは、その旨を7日以内に相手方に通知しなければならない、且つ通知してから30日以内に不可

抗力を証明する資料を相手方に提供しなければならない。

②相手方が前項の通知及び証明の資料を受領したときは、双方は遅滞なく協議し、履行の一部若しくは全部の免除、履行の延期、解除、などについて協議するものとする。

③不可抗力によって生じた損害については、いずれの当事者も賠償責任を負わない。

第26条【不可抗力主張の禁止】前条第1項の通知又は証明の資料の提供を怠るときは、不可抗力を主張することができない。

第27条【紛争解決の方法】①この契約について紛争が生じたときは、双方が協議し、和解するものとする。協議が調わず、和解が成立しないときは、仲裁機関に仲裁を申し立てるものとする。

②乙が仲裁を申し立てる場合は、仲裁機関は 市中国国際経済貿易仲裁委員会とし、甲が仲裁を申し立てる場合は 市の社団法人日本商事仲裁協会とする。ただし、中国で仲裁を行うときは、中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則に定める簡易仲裁手続きは適用しないものとする。

③仲裁費用については、負けた側の当事者がこれを負担する。代理人及び弁護士費用についても同様とする。但し、仲裁機関の仲裁規定に特別の規定がある場合は又は当事者が別段な合意をしたときは、この限りでない。

④争いのある事項を除くほか、当事者は紛争解決手続き中も契約の義務を履行しなければならない。

第28条【適用法律】この契約をめぐる紛争の解決については、日本国の法律及び判例を適用する。

第29条【意思表示又は意思の通知若しくは観念の通知のための仮住所】この契約に基づく意思表示その他の通知など必要な書面は以下の住所に送付しなければならない。

〈甲に送付する住所〉

〈乙に送付する住所〉

②ファックシミリ及び電子メールで送信する場合は、直ちに航空便で確認のための書面を送付しなければならない。

③当事者が第1項の住所を変更する場合は、予め書面を以て相手方に通知しなければならない。

第30条【契約の拘束力】この契約が当事者の協議によって、変更を認めている場合は除くほか、当事者双方の如何なる方式による契約の変更も一切無効とし、当事者双方はこの契約条項に拘束されるものとする。

第31条【使用言語】①契約書は日本語及び中国語で各2通計4通作成し、双方が日本語及び中国語の契約書を1通ずつ保管する。いずれの言語による契約書も同等の効力を有する。ただし、解釈に異議を生じたときは、日本語の契約書にしたがう。

②甲乙の代表者が必要と認めるときは、契約書の謄本を作成することができる。

第32条【効力の発生時期】この契約は 年 月 日より効力を生ずる。

甲	署名・捺印	年	月	日
代表者	署名・捺印			
乙	署名・捺印	年	月	日
法定代表者	署名・捺印			